

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2024 年 5 月 1 日

グループ内金融取引に係る移転価格の新指針の適用開始について ～2024 年 7 月より開始する法人税調査から本格化～

Executive Summary

- 国税庁は、2022 年 6 月 10 日に「移転価格事務運営要領（事務運営指針）」を改正した。新指針は、2022 年 7 月 1 日以降開始事業年度の法人税の調査、つまり 2023 年 12 月期や 2024 年 3 月期などの調査から適用される
- グループ内金融取引の移転価格の調査が本格化することが想定されるため、金融取引に係る新指針に沿った移転価格対応が必要である
- 市場金利の上昇に伴い、移転価格上の妥当な金利が上昇している。取引の重要性が高まっているため留意が必要である

1. 主な改正内容

国税庁は、2022 年 6 月 10 日に「[移転価格事務運営要領（事務運営指針）](#)」（国税庁ウェブサイト）を改正した。新指針は、2022 年 7 月 1 日以降開始事業年度の法人税の調査、つまり 2023 年 12 月期や 2024 年 3 月期などの調査から適用される。金融取引に係る新指針は、金融取引に係る我が国固有の規定をグローバルスタンダード（OECD 移転価格ガイドラインベース）の規定に置き換えるものであり、主な改正内容は下表のとおりである。

	改正内容
ローン	<ul style="list-style-type: none">• 原則、借手の信用力に基づく金利設定が必要となった• 具体的には、借手の信用力を判断し、それに基づき比較対象取引を選定し、独立企業間利率を算定するプロセスが想定される• 借手の信用力だけでなく、取引時期、通貨、貸付期間等の貸付条件にあった金利が設定される必要がある• 改正前は認められていた貸手の調達金利や国債利回りに基づく金利設定といった例外規定は除外された
保証	<ul style="list-style-type: none">• 保証料の徴収の必要性を判断するため、保証の対価性に係る指針が新設された• 保証料の算定方法に係る指針が新設された• 履行保証や保証類似行為についても検討が必要であることが明らかになった
キャッシュ プーリング	<ul style="list-style-type: none">• キャッシュプーリングへの対価に係る指針が新設された• プーリングベネフィットの配分、参加者への対価に関する指針が新設された

2. 市場金利の上昇と移転価格対応への影響

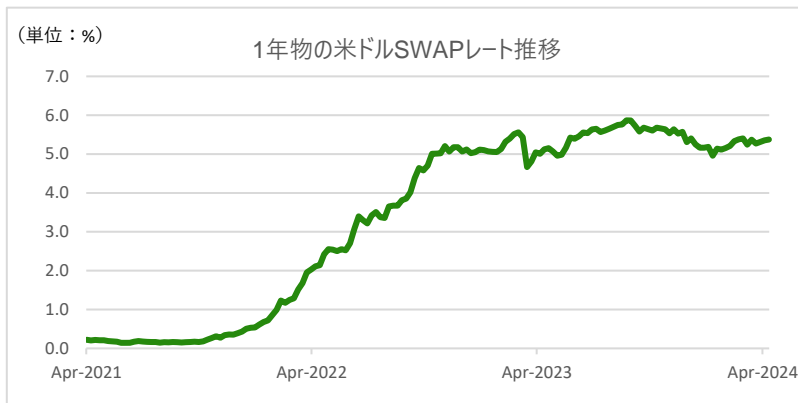
市場金利の上昇に伴い、移転価格上の妥当な金利が大幅に上昇している。取引の重要性の判断に当たっては、最近の金利状況を踏まえて判断することが推奨される。

(1) 金利の構成

- 借入の期間中同じ金利が適用されるものを固定金利という。一方で、市場金利の動向により、借入期間中の適用金利が変動するものを変動金利という。
- 金利は以下の構成要素からなる。
 - 金利 = ベースレート + スプレッド
e.g. 1Y USD SWAP レート: 5.0% e.g. 1.0%
 - 固定金利のベースレートは、当該通貨の借入期間に対応するスワップレートをを用いるのが一般的である。例えば、米ドル建てで期間が1年のローンであれば、1年物の米ドル SWAP レートが用いられる。
 - 変動金利におけるベースレートは、通常払期間に対応する短期金利である（TIBOR、EURIBOR などのインターバンクレート、リスクフリーTerm レートなど）。なお、LIBOR は 2023 年 6 月にかけて公表停止となった。
 - 異なる通貨のベースレートをを用いるのは誤りであり、注意が必要である。
- 借手の信用力はスプレッド部分に反映されると考えられるため、ベースレートが適切に適用されている場合は、通常、スプレッド部分を検証することとなる。

(2) 市場金利の状況

- 2022 年頃から米ドル等の市場金利が上昇している。例えば、米ドルのベースレートの一つである 1 年物の米ドル SWAP レートの推移は下図のとおりである。1 年物の米ドル SWAP レートは、2024 年 4 月現在 5% 程度あり、2021 年 4 月時点の 0.2% 程度に比して、大幅に上昇している。



(参考：エルセグ)

- 市場金利の上昇によるベースレート上昇と借手の信用力の反映によるスプレッド拡大により、独立企業間金利は大きく上昇する可能性がある。

3. デロイトトーマツに寄せられるよくある質問 (FAQ)

金融取引に係る新指針に沿った移転価格対応において、様々な質問がデロイトトーマツに寄せられる。以下に、主な質問事項を FAQ 形式で取りまとめている。

Q1：グループ内金融取引についてローカルファイルの作成は必要か。

ローカルファイルに係る取扱いは、棚卸資産・無形資産取引と同様である。したがって、同時文書化義務のある海外子会社との金融取引は原則ローカルファイル作成が必要となる。

Q2：保証料の徴収は必要か。

契約の有無にかかわらず、対価性に係る指針に基づき検討し、対価性ありと判断された場合は徴収が必要となる。新指針において保証料の算定方法が明らかになったため、今後は税務当局が保証料の算定を行うことも想定される。

Q3：金融取引の調査はされるのか。

改正前の事業年度の法人税調査においても、金融取引について調査・指導を受けたケースがある。改正後の事業年度は、一層、本格的な調査がなされることが想定される。

Q4：キャッシュプーリングの分析は必要か。

新指針の「金融取引に関連する財務上の活動」にキャッシュプーリングが該当し、既にキャッシュプーリングが税務調査対象となったケースがある。調査に備え事前に分析することが望ましい。

Q5：データベースやライセンスは必要か。

特定の金利情報を取得するのにデータベースの利用やライセンスフィーの支払が必要な場合があるので留意が必要である。

4. おわりに

以上のように、新指針の適用開始により、グループ内金融取引の移転価格の調査が本格化することが想定されるため、金融取引に係る新指針に沿った移転価格対応を事前に行うことが重要である。

グループ内金融取引を有する企業において、新指針に沿った移転価格対応において想定される主な課題や必要となる分析は以下のとおりである。

■ 借手等の信用力の評価

借手等が信用格付を有しない場合、適切な手法をもって借手等の信用力を評価する必要がある。また、借手等が多数である場合、適切にグループ化した上での分析も有用である。

■ 比較対象取引を使用した金利（保証料）のベンチマーク分析

新指針では、借手と同様の信用力を有する比較対象取引（内部比較対象取引及び外部比較対象取引）を用いた分析を想定していると考えられる。なお、同一のタイミングで同一期間、同一通貨の比較対象取引があるケースは少ない為、実行日の調整、期間の調整、通貨の調整が通常必要となる。

■ キャッシュプーリング分析

キャッシュプーリングの構造の把握と評価を行った上で、キャッシュプーリングリーダーの機能リスクを踏まえた対価の検討やプーリングベネフィット及びプーリングの参加インセンティブを意識した金利分析をする必要がある。

（東京事務所 尾林 孝幸、佐伯 拓也）

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

Email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 6 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者がかつた損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

